情報公表シート【地域型保育事業】（平成３０年度）

１　事業所情報

事業所番号	2610052000985	事業所種別	小規模保育－Ａ型	認可年月日	H29.4.1	
事業所名称	ゆりかごWEC しおん					
所　在　地	〒603-8163 京都市北区小山南上総町 14-1 ＴＥＬ：　411-2775　　ＦＡＸ：　411-2885					
管理者氏名	十亀　協子					
職　種　別 従 業 者 数 (常勤換算後)	管　理　者	１名	主　　任	０名	保　育　士	７名
	保育従事者	０名	栄 養 士 ・ 管理栄養士	０名	調　理　員	２名
平均経験年数（※1）	８年					

利用定員（※2）	３号 (０歳児)	３号 (1･2 歳児)	２号 (3･4･5 歳児)	１号 (3･4･5 歳児)	計
	４名	８名	０名	０名	12 名

受入年齢	４ヶ月～2 歳児		
給食の実施状況	自園調理		
敷地面積	97.22 ㎡	構造（※3）	鉄筋コンクリート
延床面積	97.22 ㎡		
開所時間	7:30～18:30		

保育利用可能時間帯 (時間外保育を除く)	保育標準時間	保育短時間
	7:30～18:30	8:30～17:00

時間外(延長)保育の実施	無
一時預かり(月～土曜日)の実施	無
休日保育の実施	無
上乗せ徴収・実費徴収	有（別掲）
苦情相談窓口等	十亀協子，顧問弁護士
苦情解決に係る第三者委員の有無	有
利用開始時における説明等	保護者に重要事項説明書を交付し，運営方針，施設整備概要，保育の提供内容，利用料金，嘱託医，緊急時の対応，苦情等の相談窓口，非常災害時の対策等を説明のうえ，署名により同意を得ている。
第三者評価の受審年度(直近)	受審なし

※１　１月当たり勤務日数が２０日以上かつ１日当たり勤務時間が６時間以上の者が対象
（各職員が，当該保育施設・事業所以外の社会福祉施設等に勤務した期間も通算している）
※２　受入児童数は，状況により利用定員数と異なる場合がある
※３　建屋が複数ある施設・事業所については，最も大規模な建屋について記載している

２　運営者情報

運営主体	社会福祉法人　ゆりかご福祉会
所在地	宮崎県延岡市大貫町四丁目 2660 番地２
代表者役職・氏名	理事長　國友　基子

３　連携施設（※3）情報

施設名称	種　　別	連携内容（※4）
上総幼児園	私立保育所	①②③
復活幼稚園	私立幼稚園	①③
紫明幼稚園	私立幼稚園	①③

※３　家庭的保育・小規模保育・事業所内保育事業所について，確保が必要とされているもの
※４　①集団保育の提供及び相談，助言その他の保育の内容に関する支援，②代替保育の提供，③３歳卒園児童の受入

別表

１　特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

項目		内容，負担を求める理由及び目的	金額
日本スポーツ振興センター保険料		保護、賠償のため	315 円
園児個人の所有になるもの （教材品,連絡帳,出席カード,名札等）		個人所有で、情操教育のため	園で準備 （破損・紛失した場合は実費）
絵本代		個人所有で、情操教育のため	月額　330 円～360 円
リース布団費		保護者負担軽減、衛生上のため	月額　1,520 円
行事(遠足･観劇)等に係る経費		交通費・参加に要する経費	実際に要した経費（実費）
通園バッグ		保護者負担軽減	園備品　（540 円）
園外活動用制服		保護者負担軽減	園備品　（3,240 円）
乳児	食事用エプロン（乳・１歳）	保護者負担軽減、衛生上のため	1,080 円
	遊び着・カラー帽子（乳児）	保護者負担軽減･衛生上のため	園備品（月齢とともに個人負担となる）
	布おむつリース	保護者負担軽減･衛生上のため	5,070 円
	トレーニングパンツ	保護者負担軽減･衛生上のため	5,400 円
１・２歳児	食事用エプロン（乳・１歳）	保護者負担軽減、衛生上のため	1,080 円
	布おむつリース	保護者負担軽減･衛生上のため	4,420 円～3,670 円
	トレーニングパンツ	保護者負担軽減･衛生上のため	4,320 円～1,620 円
	遊び着費（1・２歳）	保護者負担軽減･衛生上のため	冬 1,490 円　夏 1,190 円
	カラー帽子	個人所有で安全･衛生上のため	850 円
	体操パンツ（2 歳）	保護者負担軽減	園備品　（1,730 円）
	体操シャツ（2 歳）	保護者負担軽減	園備品　（1,840 円）

２　時間外保育に係る利用者負担金

（１）　保育短時間認定の方

○　保育短時間に係る延長保育料は以下のとおりです。

延長保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については，

１日当たりの利用時間に応じ，以下の料金をお支払いいただきます。

１日当たりの利用時間が　①　１時間までの場合　→　月額２，２００円

②　１時間を超え２時間までの場合→　月額４，４００円

（※備考）　保育料が第１階層（生活保護世帯）及び第２階層（市民税非課税世帯）の方については，延長保育料の減免が可能ですのでお申し出ください。

※　なお，急な延長保育料については，以下のとおりです。

（ア）７時 30 分から９時まで利用した場合　　３０分あたり５００円

（イ）１６時 30 分から 18 時 30 分まで利用した場合　３０分あたり５００円

注１：同じ日に，アの時間帯（７時 30 分から９時まで）とイの時間帯（１６時 30 分から 18 時 30 分まで）を共に利用した場合については，それぞれの延長保育料が必要となります。

注２：ただし、月額２，２００円が上限です。